

学校法人宮崎学園一般事業主行動計画（第3回）

教職員が仕事と育児・介護を両立させることができる働きやすい環境を整備し、常勤・非常勤問わず、すべての教職員がその能力を十分に発揮でき、優秀な人材の確保ができるよう改正次世代育成支援対策推進法（平成26年4月23日公布）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

※法改正により、次世代法の有効期限：令和17年3月31日まで再延長

2. 内 容

目標1 子どもの出生時における男性の育児休業の取得を推進する。
（男性の育児休業取得率を10%以上）
※前回行動計画5年間の男性の育児休業取得率0%・女性100%

<対策>

- ・【継続（変更）】妊娠中や産前・育休復帰後の女性及び男性教職員、介護に直面する教職員へ、育児・介護休業に関する規程について説明を行い、休暇の取得を促進する。
- ・令和7年4月～ 各所属の総務担当者は、子どもが誕生する教職員（特に男性）、介護に直面する教職員及びその上司に、育児・介護休業に関する規程について説明を行い、休暇の取得を促進する。
男性教職員の育児休業取得率向上（目標10%）のため、教職員へ周知をはかる。※参考：くるみんの目標10%

目標2 10日以上有給休暇率を60%以上にする。
（令和5年度の10日以上取得率53.1%）※前回目標40%達成

- ・令和7年4月～ 定期的な年次有給休暇取得状況の調査を行い、低取得率者への取得促進を行う。

目標3 改正前の次世代法及び改正次世代法（第2回）において策定・実施してきた行動計画内容を継続するとともに、新たに追加される柔軟な働き方を実現するための措置について周知をはかる。

- ・令和7年4月～ 改正後の新行動計画・第2回（H27.4.1～R2.3.31）の内容を継続して行い、育児、介護を担う労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。
- ・令和7年10月～ 新たな育児・介護休業法の改正に基づき選択された柔軟な働き方を実現するための措置について、教職員に周知をはかる。